

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 連携協約制度の創設に関する事項

一 地方自治法（以下「法」という。）第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策（法第二百五十条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、法第二百五十二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとする。 （第百七十四条の八第一項関係）

二 総務大臣又は都道府県知事は、法第二百五十一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならないものとする。 （第百七十四条の八第二項関係）

三 総務大臣又は都道府県知事は、法第二百五十一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとする。 （第百七十四条の八第三項関係）

四 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができるものとする。 (第百七十四条の八第四項関係)

第二 一般競争入札の参加者の資格の変更に関する事項

一 一般競争入札に参加させることができない者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者を加えること。 (第百六十七条の四第一項第三号関係)

二 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が、契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったと認められるときは、その者を入札に参加させないことができるものとする。 (第百六十七条の四第二項第六号関係)

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第四十二号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十六年十一月一日) から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 二 所要の経過措置を規定するものとする事。
- 三 関係政令について所要の改正を行う事。